

九州大学大学院システム情報科学府同窓会会則

第1章 総則

(目的)

第1条 九州大学大学院システム情報科学府同窓会（以下「本会」という。）は、会員の親睦、人格の陶冶、学術の進歩及び本会の隆盛を図ることを目的とする。

(事務局)

第2条 本会の事務を処理するために、事務局を福岡市西区元岡7-4-4番地 九州大学大学院システム情報科学府内に置く。

(事業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 同窓会名簿の発行
- (2) その他評議員会が必要と認めた事業

第2章 会員及び会費

(会員)

第4条 本会は、次に掲げる者を会員とする。

- (1) 九州大学大学院システム情報科学府（以下、「本学府」という。）担当の教員
- (2) システム情報科学研究科及び本学府担当の教員であった者
- (3) 本学府の学生
- (4) システム情報科学研究科及び本学府の修了者等
- (5) 評議員会が推薦した者

(会員の権利)

第5条 会員は、第3条に規定する諸事業の対象者としての権利を有し、それに参画することができる。

(会員の義務)

第6条 会員は、第1条の趣旨を尊重し、本会の事業に協力するものとする。

- 2 会員は、住所、職業、氏名及び勤務先などの変更があった場合、遅滞なくその旨を事務局に届け出るものとする。

(会費)

第7条 会員は、入会の際に別に定める会費を納付しなければならない。

- 2 既納の会費は原則として返還しない。ただし、入学辞退による会費の返還については、所定の期日までに九州大学に入学辞退の申し出があり、認められた場合に限り返還する。
3. 会費が未納である会員は、第5条に定めた会員の権利の一部に制限を受けることがある。

(除名)

第8条 会員に本会の名誉を汚す行為があったときは、評議員会の議を経て、除名することがある。

第3章 役員等

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事評議員 若干名
- (4) 評議員 20名以内
- (5) 会計監査人 1名

(役員を選出)

第10条 会長は、システム情報科学府長とする。

第11条 副会長及び幹事評議員は、評議員の互選により選出する。

2 副会長及び幹事評議員の任期は1年とし、再任を妨げない。

第12条 評議員は、次に掲げる者とする。

- (1) 専攻を担当する教員の中から互選された者 各4人以内
- (2) 各専攻の学生の中から互選された者 各2人以内
- (3) 各専攻の修了者等の中から選出された者 各2人以内

2 評議員は会長が委嘱する。

3 評議員の任期は3年とする。ただし、本条第1項第2号に定める評議員については任期を1年とし、再任を妨げない。

第13条 会計監査人は評議員以外の会員の中から選出する。

2 会計監査人の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、その任期は引き続き2年を超えることはできない。

第14条 役員(第9条第1項第1号に規定する役員を除く。)に欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第15条 会長は、本会を代表して会務を総括する。

2 副会長は、会長に事故あるいは欠けた時、その職務を代行する。

第16条 幹事評議員は、庶務・会計・同窓会名簿の編集等の事務を分掌する。

第17条 会計監査人は、本会の会計について監査する。

第4章 会議

(会議)

第18条 本会の会議は、総会、評議員会及び幹事会とする。

(総会)

第19条 会長又は評議員会が必要と認めるときは、総会を開くことができる。

- 2 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 総会の議事は、出席者の過半数で議決する。

(評議員会)

第20条 評議員会は会長が召集し、その議長となる。

- 2 評議員会は、本会の予算、決算、会則に関する事、その他重要な事項を審議する。
- 3 評議員会は、評議員の2分の1以上の出席により成立する。
- 4 評議員会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 略式評議員会は、第12条第1項第1号に規定する教員の評議員をもって組織し、議事は出席者の3分の2以上をもって議決する。
- 6 会長が認めるときには、略式評議員会をもって評議員会に代えることができる。
- 7 略式評議員会の議にかかわらず、評議員の3分の1以上の書面により要請があれば、会長は評議員会を召集しなければならない。
- 8 会長が必要と認めるときは、評議員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(幹事会)

第21条 会長は、必要に応じて幹事会を召集することができる。

第5章 会計

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 本会の事業並びに運営に要する経費は、会費、寄附金、その他の収入による。
- 3 重要な財産を処分又は予算外に支出する場合は、評議員会の議決を得なければならない。

第6章 支部

第23条 本会は、支部を置くことができる。

- 2 会員が支部を設置するときは、代表者を定め、支部規則及び支部会員名簿を整えて、会長に報告するものとする。
- 3 支部は、本会と連絡を密にし、相互の状況を支部会員に周知しなければならない。

第7章 会則

第24条 本会則を改正するには、評議員会において出席者の過半数の議決を得なければならない。

- 2 本会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は、平成10年3月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成11年5月31日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年4月25日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月7日）

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月24日）

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

この会則施行後最初に委嘱される第8条第1項第1号の評議員6人のうち4人の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、2人は2年とし、他の2人は1年とする。

附 則

この会則は、令和2年5月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、令和3年5月6日から施行し、令和3年4月1日から適用する。